

## 社会法判例研究(第五回)

相澤, 直子  
九州大学大学院法学研究科博士課程

社会法判例研究会  
九州大学大学院法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/2056>

---

出版情報 : 法政研究. 63 (1), pp.323-333, 1996-07-21. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 社会法判例研究（第五回）

### 社会法判例研究会

中止申入れを無視したチェック・オフ継続の不当労働行為性と労委救済命令の限界——ネスレ日本（霞ヶ浦工場）事件

最高裁平成七年二月二三日第一小法廷判決、平三（行ツ）二〇二号、不当労働行為救済命令取消請求上告、一部棄却、原審一部破棄・一部取消。労働判例六七〇号一〇頁

#### 【事実の概要】

一、上告人（原告、控訴人）会社Xは、兵庫県神戸市に本社を、全国各地に工場や営業所等を有し、インスタントコーヒー等の飲食料品を製造販売する株式会社である。同社には、昭和四〇年一月に結成された単一の労働組合が存在し、会社と右組合との間にはチェック・オフ協定が締結されていた。

二、昭和五七年夏以降、本部執行委員会が、会社管理職の介入を理由として、既に公示されていた本部役員選挙の

中止、第一七回定期全国大会及び同大会代議員選挙の延期を決定したのを契機として、本部執行部対反執行部派という組合を二分する内部抗争が発生し、その結果、昭和五八年春までに、ともに従来の組合の継承者としての自己の正統性を主張し、同一名称（従来の組合名）を名乗る参加人組合Z及びAの二つの組合と、それぞれの支部が併存するという状況が生ずるに至った。本件霞ヶ浦工場においても、既に昭和五八年一月、Z組合と同霞ヶ浦支部がXに対し団体交渉を申し入れ、また、所属組合員の氏名を明らかにした上で、旧組合のためになされていたチェック・オフの中止と既に控除された組合費の返還を求める申入れを行った。同様の申入れは、その後再三に亘って行われ、更に同年九月には、同支部組合員個人においても、チェック・オフに関して、Xに対し右と同様の申入れが行われている。なお当時Xは、Z組合及びその支部の存在を認識しており、所属組合員氏名も把握していた。

三、Xは、Z組合及びZ組合霞ヶ浦支部の存在を否認して団体交渉を拒否し、また、A組合に照会したところ、右チェック・オフ中止の申入れは正式なものではないとの回答を得たとして、この申入れを無視して引き続きチェック

ク・オフを実施し、控除した組合費相当額については、これをA組合費ケ浦支部に交付し続けた。

四、Z組合及び同費ケ浦支部は、右団交拒否及びチェック・オフ継続は不当労働行為にあたるとして、茨城地労委に対し、団交応諾、チェック・オフの中止及び既にチェック・オフした組合費相当額の引き渡しを求める不当労働行為救済申立てを行った。初審命令（茨城地労委昭五九・一・二二別冊中時一〇一〇号一頁）は、XのZ組合及びZ組合費ケ浦支部不存在の主張は失当であり、本件団交拒否は労組法七条二号に該当する、また、Xによるチェック・オフの継続は、Z組合及びZ組合費ケ浦支部の存在を否定するのみならず、経済的打撃を与え、それらの弱体化を図る支配介入行為（労組法七条三号）であり、同組合員との関係では、反対の意思表示をしているにもかかわらず、対抗関係にある組合に自己の賃金の一部を交付されるという精神的打撃、更には、組合費の二重負担という経済的不利益をも強いる不利益取扱い（労組法七条一号）であるとして不当労働行為が成立すると判断し、団体交渉を不当に拒否してはならない旨、そしてチェック・オフを中止し、チェック・オフ済みの組合費相当額をZ組合支部へ支払う

べき旨命じ、被上告人（被告、被控訴人）中労委もこれを維持した（中労委昭六一・三・一九別冊中時一〇三〇号一七九頁）。なお、後者においては、更に、控除組合費に対する年五分の割合による金員を付加して支払うべきことも命じられた。

五、Xは労委命令を不服として取消訴訟を提起したが、一審判決（東京地判平元・一二・七労判五五三三三頁）、二審判決（東京高判平三・六・二六労判六〇九号八九頁）ともに、命令を適法として維持した。この結果を受け、Xが更に上告するに及んだのが本件である。

### 【判旨】

原判決一部破棄、第一審判決一部取消、その余の上告棄却。

一、団交拒否の不当労働行為性について  
Z組合及びZ組合費ケ浦支部は、客観的にもA組合及びA組合費ケ浦支部とは別個独立の組合としての実体を有するに至ったものであり、Z・A各組合からの役員等選任通知、Z組合費ケ浦支部委員長からの組合併存の事実の通告、更には上告人労務部等による労組の内部抗争に関する情報

収集も行われていた等の事実を鑑みれば、Xもこの点につき認識していたと推認できるとし、団交拒否に正当な理由はないとした「原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ」る。従って、「右認定に係る事実関係の下において、上告人会社による団体交渉の拒否が労働組合法七条二号の不当労働行為に当たるとした原審の判断は、正当として是認することができ」る。

## 二、チェック・オフ継続の不当労働行為性について

「使用者と労働組合との間にいわゆるチェック・オフ協定が締結されている場合であっても、使用者が有効なチェック・オフを行うためには、右協定の外に、使用者が、組合員の賃金から組合費相当額を控除し、これを労働組合に交付することにつき、個々の組合員から委任を受けていることが必要であつて、チェック・オフ開始後においても、組合員は使用者に対し、いつでもチェック・オフの中止を申し入れることができ、右中止の申入れがされたときには、使用者は当該組合員に対するチェック・オフを中止すべきものである」（最一小判平五・三・二五裁集民一六八号下一二七頁）。

原審の適法に確定したところから明らかになる事実によれば、Z組合及び同霞ヶ浦支部は、独立の組合として存在が認められる直前からチェック・オフの中止を再三要求し、右支部による所属組合員明示のうえでの要求や、組合員個人による申入れもなされており、他方、上告人会社Xは、昭和五八年九月には、Z組合及び同霞ヶ浦支部の存在及び所属組合員氏名を把握していたのであるから、同人は、Z組合「支部所属の組合員に対するチェック・オフを中止すべきであつたのであつて、旧ネッスル労組あるいは訴外組合「A組合」とのチェック・オフ協定の存在を理由に、これを継続することは許されない。」そして、「上告人会社が、昭和五八年九月以降も、右の「Z組合及び同霞ヶ浦支部や組合員個人による」中止申入れを無視して右組合員らについてチェック・オフをし続け、しかも控除額を訴外組合の霞ヶ浦支部へ交付したことは、参加人組合及び参加人支部の運営に対する支配介入であるといわざるを得ない。したがって、右の行為が労働組合法七条三号の不当労働行為に当たるとした原審の判断は正当として是認することができ」る。

## 三、控除済組合費相当額の組合への支払いを命じる救済

## 命令の適法性について

「労働委員会は、救済命令を発するに当たり、その内容の決定について広い裁量権を有するものであることはいうまでもないが、不当労働行為によつて発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るといふ救済命令制度の本来の趣旨、目的に由来する限度を逸脱することが許されないことも当然である。

救済命令の内容の適法性が争われる場合、裁判所は、労働委員会の右裁量権を尊重すべきではあるが、その行使が右是認される範囲を超え、又は著しく不合理であつて濫用にわたると認められるときには、当該命令を違法と判断せざるを得ない」（最大判昭五二・二・二三民集三一巻一号九三頁参照）。

本件チェック・オフにより控除された「組合費相当額は本来組合員自身が上告人会社から受け取るべき賃金の一部であり、また、右不当労働行為による組合活動に対する制約的効果や支配介入的効果も、組合員が賃金のうち組合費に相当する金員の支払を受けられなかったことに伴うものであるから、上告人会社をして、今後のチェック・オフを中止させた上、控除した組合費相当額を参加人支部所属の

組合員に支払わせるならば、これによつて、右不当労働行為によつて生じた侵害状態は除去され、右不当労働行為がなかったと同様の事実上の状態が回復されるものというべきである。これに対し、本件命令部分のような救済命令は、右の範囲を超えて、参加人組合と上告人会社との間にチェック・オフ協定が締結され、参加人組合所属の個々の組合員が上告人会社に対しその賃金から控除した組合費相当額を参加人支部に支払うことを委任しているのと同様の事実上の状態を作り出してしまふこととなるが、本件において、原審の認定事実によれば、右協定の締結及び委任の事實は認められないのであるから、本件命令部分により作出される右状態は、不当労働行為がなかったと同様の状態から著しくかけ離れるものであることが明らかである。」

さらにそれは、「私法的法律関係から著しくかけ離れるものであるのみならず、その実質において労働基準法二四条一項の趣旨にも抵触すると評価され得る状態であるといわなければならない。したがつて、本件命令部分は、労働委員会の裁量権の合理的行使の限界を超える違法なものといわざるを得ない。」

従つて、「原判決が本件命令部分を適法であるとしたの

は、法令の解釈適用を誤ったものであり、右違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」「原判決は右の部分につき破棄を免れず、右部分につき、上告人会社の取消請求を棄却した第一審判決を取り消し、上告人会社の請求を認容すべきである。」

なお、上告人会社においては、他にも本件と同内容の訴訟を提起していたが（ネスレ日本東京・島田事件）、最高裁は、本判決と同日付で、この事件についても本件と同内容の判断を示している（参照、最高裁平成七年二月二三日第一小法廷判決、平三（行ツ）九一号、不当労働行為救済命令取消請求上告、一部棄却、原審一部破棄・一部取消。民集四九卷二号二八一頁）。

### 【評釈】判旨に一部疑問。

本判決においては、とりわけ、チェック・オフに係る判旨につき疑問を覚える。従って、以下特にこの点について評釈を行うものとする。

#### 一、チェック・オフの法的構造

本件チェック・オフ継続の不当労働行為性如何につき、本判決は、これを認める判断を下している。判決の右の結

論それ自体に異論はないが、その結論に至る理論の展開に対しては、若干の疑問を払拭しえない。

判旨は、まずチェック・オフの法的性格を論じる。そもそもチェック・オフとは、「労働組合と使用者間の協定に基づき使用者が組合員である労働者の賃金から組合費を控除して、それらを一括して組合に引き渡すことをいう」（菅野和夫『労働法（第四版）』（弘文堂、一九九五年）四四三頁）のであるが、その法的構造については、従来、二つの見解が示され、議論されてきた。その一方であり、現在判例として定着しているのは、チェック・オフを組合員の使用者への組合費支払委任と、組合の使用者への組合費取立委任から構成されるものと解する組合費支払委任説である（参照、エッソ石油事件・最小小判平五・三・二五裁集民一六八号下一二七頁）。なお、この説の権利義務関係の構成においては、賃金全額払原則との抵触の問題があり、この点につき、労基法二四条協定の締結が要求されることとなる（参照、山川隆一「チェック・オフをめぐる権利義務関係と不当労働行為——ネスル日本霞ヶ浦工場事件——」（本件第一審判決評釈）ジュリスト九六〇号八六頁、済生会中央病院事件・最小小判平元・一一・一一労働五五二号

一〇頁)。本件においても、最高裁は、先例のエッソ石油事件判決を援用し、右支払委任説の構成を採用している。他方、従来の下級審判例にあつては、組合員が組合に対して組合費相当分賃金の受領を委任するものであると構成する賃金代理受領説も展開されていた(日本炭礦事件・福岡地判昭四四・二・一二労民集二〇巻一号一一七頁、日本光學労組事件・東京高判昭四五・一・三〇労民集二二巻一号一〇三頁、ゼネラル石油精製事件・東京高判昭五二・一〇・二七労判二九二号五四頁、東洋シート事件・広島高判昭六三・六・二八労判五二九号八七頁等)が、この見解に関しては、賃金直接払原則との抵触の問題が残される。このような点を踏まえてか、最近の学説でも、支払委任説に与するものが多数派を占めるに至っている(参照、菅野、前掲書四四四頁、山口浩一郎『労働組合法』(第二版)(有斐閣、一九九六年)三〇九頁)。

判旨は、右の支払委任説に立脚する結果として、有効なチェック・オフの実施のためには、チェック・オフ協定の締結に加え個々の労働者の同意が要件となるとし、よつて、組合員から個別にチェック・オフ中止の申し入れがあつた場合には、使用者の側に中止義務が生じるとの結論を導い

ている。私見は、後述するように、本件のごとき事例において不当労働行為意思を認定するにあたり、右のような検討を行うことがそれほど重要であるのかという点からして、そもそも疑問に思うのであるが、この点さておくとしても、更に、判決のチェック・オフ法理そのものに対しても疑念を抱く。私見も、判決の採用する権利義務関係の枠組み自体を根本的に否定するわけではないが、その理論展開を概観するに、そこでは構成要素としての二つの委任関係のうち、組合員と使用者の支払委任が主軸に据えられていると解される点、賛同し難いのである。すなわち、判旨はチェック・オフにつき、もつぱら、(組合費支払という形をとつた)個別の賃金処分の場面における組合員への便宜供与という一面でのみとらえ過ぎているのではないか。対象が組合費である以上、それを純粹に労働者個人の賃金処分に対する事務的サービスにすぎないと見ることは到底無理であろうが、少なくとも、相対的に組合員の個人的な利益が組合のそれよりも前面に置かれている点は認められるであらう。しかしチェック・オフとは、本来、組合の団結維持・強化に資する効果(組合運営費用の確保とその財政基盤の強化、一律徴収による組合員間の平等の確保等)、す

なわち組合保障的機能を、第一に期待されるべきもののではないだろうか（参照、横井芳弘「チェック・オフ協定と相殺」労旬八五六号三八頁以下）。だとすれば、むしろ、その組合と使用者の取立委任契約という要素を軸としてこれを理解すべきである。無論、組合員個人の利益が団結という名目下に不当に侵害されることは許されるべきではなく、その意思が充分尊重されるべきことは当然であるが、他方右のチェック・オフの目的に由来する組合員への一定の拘束力もまた認められるべきであり、とりわけ、組合費が組合の組織としての存立の基本的要素の一つであることからすれば、組合員と使用者の支払委任契約に対しては、これを容易に解消しえない特別の制約が働くと解される（例えば、組合の統制権が問題となる。参照、菅野、前掲書四四四頁）。従って、チェック・オフに対する組合員個人の同意は原則として必要であるが、「チェック・オフに反対する合理的な理由を組合員が証明しない限りは、組合員はチェック・オフに同意したものと推定して差し支えなく」（鈴木隆「組合併存下のチェック・オフ協定の効力と労働委員会 の裁量権の範囲」（本判決評釈）法律時報六八巻二号一〇一頁）、これを個別に中止しようとする場合には、組

合保障の観点から、チェック・オフにおいて組合員の支払委任と同等（もしくはそれ以上）の比重を占めると解される組合の取立委任をも解消せしめるに足るだけの合理的理由につき、組合員の側が立証責任を負うべきであり、その自由意思に任されるものではないと考える。

以上の理解から、チェック・オフを本判決のごとく解し、その存続をもつばら個々の労働者の意思に委ねることには、議論の余地があると解する。

## 二、チェック・オフ継続の不当労働行為性

次に、チェック・オフ継続による不当労働行為の成否について、判決は、既に見たように支払委任説の理論的帰結としてXの中止義務を導出し、これにXがZ組合及びその支部の存在を認識し、所属組合員氏名も把握していたことや、Z組合所属組合員の給与から控除した組合費相当額がA組合へ交付されていたという事実の認定を付加して不当労働行為を認定した原審を支持するのであるが、この理論構成にも疑問が残る。私見は、右に論述してきたように、そもそも組合員個人の申入れをもって使用者に中止義務を発生せしめる本判決の論旨に与しないのであるが、仮に判旨のごとくXの中止義務を認容するとしても、なお、その



不履行という事実のみをもってXの不当労働行為を認定することは妥当とは思われない。不当労働行為を判断するにあたっては、むしろ、判決では付加的に言及されている組合併存状況下で右行為がなされた事実の方こそ問題となろう。すなわち、Xが、Z組合及び同支部の存在や所属組合員の氏名を把握し、それがA組合とは別個のものであるとの認識を有していながら、また、チェック・オフという制度の構造においては専ら利益を享受する立場にあるといえる組合自身から中止の要請があり、他方Xはこれを中止したところで何ら不利益を被らないにもかかわらず、Z組合の要求を無視してチェック・オフを継続し、しかも控除した組合費をA組合に引き渡していたことは、中立保持義務違反の疑いが強い。このような事実こそがまさに、Z組合を否認し、その弱体化を図らんとするXの不当労働行為意思を裏付ける決定的な要素なのではないか。右のような状況にあったからこそ、Xに中止要求に応ずべき義務があるにせよ、その不履行が民法上の契約違反の問題に留まらず、不当労働行為の問題をも生じるのであり、従って、本判決の行ったチェック・オフの法的性格の検討は、その結論に疑義があるのみならず、そもそも、不当労働行為の成立如

何の判断において、(補強材料たりうるとしても)本判決が想定しているほど中心的あるいは核心的な要素であったのかという点も検討されるべきである。以上のように、判決は結論において妥当ではあるが、その判断基準の選択と理論構成については疑問を禁じえないのである。

三、控除済組合費相当額の組合への支払いを命じる救済命令の適法性(労働委員会の裁量権の限界)

労使関係につき専門的知識経験を有する労働委員会は、不当労働行為の成立が認められる場合には、これにより生じた侵害状況を除去し、正常な集団的労使関係秩序を回復確保するために、個々の事案に応じた必要かつ適切な是正措置を決定し、命令する権限を有し、かかる救済命令の決定につき広範な裁量権を認められている。しかし右裁量権にも、不当労働行為制度の右の趣旨・目的に由来する限界があり、この範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められる場合には、当該救済命令は違法とされる(参照、第二鳩タクシー事件・最大判昭五二・二・二三民集三一巻一号九三頁、第一小型ハイヤー事件・札幌高判昭五二・一〇・二七労民集二八巻五・六号四七六頁、菅野、前掲書六四四頁以下等)。

労働委員会の救済命令における裁量権の範囲につき右の通説的見解に依拠し、既に見たように、本件について、不当労働行為成立の主たる根拠を、組合併存状況下における会社による一方組合（Z組合）の否認、弱体化の意図に起因する中立保持義務違反の事実に見出す立場をとるならば、チェック・オフ済みの組合費相当額をZ組合組合員個人でなくZ組合支部に交付することは、上告人会社XによるZ組合否認という状況の解消、すなわちZ組合承認の効果を待ち、ひいては正常な集団的労使関係秩序の形成に寄与するものと思われるところ、これを内容とする本件労委命令は、極めて有効かつ妥当と評価しうるものであったのではないか。というのは、労使関係は将来に向けて継続性を有するものであり、一時的、対症療法的な状況改善措置にはあまり意味がないといえる（むしろ、使用者の行為を消極的に容認するものとして有害となる場合すら考えられる）ので、不当労働行為救済制度は、当然、将来をも視野に入れているものと解され、従って、現在の侵害状況を是正するのみならず、更に将来的にも正常な集団的労使関係を確保するところまで、救済命令の目的に含まれると考えるからである。

この点、本件第一審判決の、「救済命令制度は、不当労働行為を排除し、申立人をして不当労働行為がなかったと同じ事実上の状態を回復させることを目的とするものであって、労働委員会は私法上の権利義務関係にとらわれることなく、その裁量により個々の事案に応じた適切な救済措置を定めることができるものと解すべき」であるとし、本件救済措置は、事実関係に照らして検討するに、「労働委員会に認められた裁量権を逸脱し、救済措置として相当性を欠くとまではいうことができない」とする判断は、至極説得的といえるし、これを維持した第二審判決も妥当と評価しうる。

これに対し、本件救済方法を「労働委員会の裁量権の合理的行使の限界を超える違法なもの」と判断した本判決には、大いに問題がある。

右の結論に至る根拠として、判旨はまず、「右チェック・オフにより控除された組合費相当額は本来組合員自身が上告人会社から受け取るべき賃金の一部であり、また、右不当労働行為による組合活動に対する制約的効果や支配介入的効果も、組合員が賃金のうち組合費に相当する金員の支払を受けられなかったことに伴うものであるから、」

これを組合員に支払わせることをもって、侵害状況を除去するに充分であると述べるが、そこで注目されているのはもっぱら「組合員個人」の利益の侵害であり、組合併存状況における組合間差別は正の視点は欠落している。しかし、本件は不当労働行為事件として正常な集団的労使関係を害する使用者の行為が問題とされるべきところであり、「組合」の被った不利益こそが救済対象なのではないか。

次に判旨は、本件救済方法によれば、「参加人組合と上告人会社との間にチェック・オフ協定が締結され、参加人組合所属の個々の組合員が上告人会社に対しその賃金から控除した組合費相当額を参加人支部に支払うことを委任しているのと同様の事実上の状態を作り出してしまうこととな」るが、それは「不当労働行為がなかったと同様の状態から著しくかけ離れ」た状態であり、更に、「私法的法律関係から著しくかけ離れるものであるのみならず、その実質において労働基準法二四条一項の趣旨にも抵触すると評價され得る状態である」と指摘する。しかし右指摘も、本件救済命令は、将来的なチェック・オフの実施ではなく、あくまで過去の控除済組合費の返還のみを命じる趣旨であることからすれば、的を射たものとはいえない（参照、本

件第二審判決）。「労基法二四条一項の趣旨」との抵触という点についても、右事実をもって否定されると解するが、更にいえば、同条規定の例外は非組合員を含む当該事業所の全従業員が対象となる事項を前提とするものと解されるどころ、組合費に係るものとして組合員のみをその対象とするチェック・オフについて、そもそも厳格に適用されるべきなのか疑問である。既述のチェック・オフの機能に鑑みれば、よりゆるやかな要件が適するのではないだろうか。私見は、このような観点から、判例の支払委任説についても全面的には支持しえないのである。

以上見てきたように、本件労委命令につき裁量権の範囲を超え違法であると判断した本判決には、疑問視されるべき点が多々ある。判旨の論調は、労働委員会の判断に私法的法律関係との整合性を必要以上に要求するものであり、労働委員会の裁量権を過度に制限し、「不当労働行為を事実上是正することによって将来の労使関係を労働組合の承認・団体交渉関係の円滑化の基本理念（労組一条一項）に即して正常化する」（菅野、前掲書六四五頁）、という不当労働行為救済制度の趣旨・目的を没却する結果へとつながりかねない。本判決はこの点において、厳しく批判される

べきで、私見は、原審維持が至当であったと考える。

(参考文献) 本文にて引用したもののほか、

ネスレ日本東京・島田事件判決の評釈として、

山川隆一「チェック・オフの中止要求拒否の不当労働行為性

及びその救済方法——ネスレ日本事件」法学教室一七九号

(一九九五年)一〇八頁

浜田富士郎「併存組合の組合員をも対象とした組合費の

チェック・オフ、それら組合員からのチェック・オフ組合費

のチェック・オフ協定当事組合への交付が不当労働行為に

あたる場合に、右チェック・オフ相当額を関係組合員個人

ではなく当該併存組合に支払うように命ずる救済命令が

違法とされた事例——ネスレ日本事件」判例時報一五四〇

号(判例評論四四一号)(一九九五年)二二〇頁(七五頁)

道幸哲也「労働組合の組合員から組合費のチェック・オフを

行ってこれを併存する別組合に交付したことが不当労働行

為に当たる場合に右組合費相当額を組合員ではなくその

所属組合に支払うことを命ずる救済命令が違法とされた事

例」民商法雑誌一一四巻一号一二四頁

それ以外のものとして、

青野覚「使用者に対する組合員のチェック・オフ中止申入れ

の法的効果」季刊労働法一六四号(一九九二年)二〇七頁

(本件第二審判決評釈)

小西國友「チェック・オフの法的構造」季刊労働法一六四号

(一九九二年)一二七頁

水野勇一郎「組合員によるチェック・オフ中止の申入れの可

否」日本労働法学会誌八十五号(一九九五年)一六〇頁

(相澤 直子)